データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
018	01691	住所_番地枝番数値	住民情報			X	30	999		任意	ソート機能のため、住民票の個人の住所における番地・枝番・部屋番号等を数値化したコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・数値でない番地等を用いている場合は、ソートに対応できるよう甲→１など各自治体で数値に置き換え等行うこと ・住所に番地号が存在する場合は、出力すること	○
018	00645	住所_方書コード	住民情報			X	20	999		任意	住民票の個人の住所における方書を示すコード	各自治体固有のコード利用を想定	○
018	00646	住所_方書	住民情報			N	300			任意	住民票の個人の住所における方書	住所に方書が存在する場合は、出力すること	○
018	00647	住所_方書_フリガナ	住民情報			N	300			任意	住民票の個人の住所における方書（フリガナ）		○
018	00648	住所_郵便番号	住民情報			X	7			任意	住民票の個人の住所における郵便番号		○
018	00649	住民となった年月日	住民情報			DATE	10			条件付き必須	日本人住民の住民となった年月日	不詳日を許容する（不詳の場合は、別表第１付表第３に規定するとおり出力すること） ※※01800595が1の場合	○
018	01692	住民となった届出年月日	住民情報			DATE	10			任意	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第8号に規定する届出の年月日	新たに市町村の区域内に住所を定めた旨の届出の年月日及び新たに市町村の区域内に住所を定め、職権で住民票の記載をした場合の年月日を出力すること	○
018	01693	住民となった届出年月日_不詳フラグ	住民情報			X	1			任意	住民となった届出年月日が不詳の場合に、不詳であることを示すフラグ（0：不詳でない、1：不詳）		○
018	01694	住民となった届出年月日_不詳表記	住民情報			N	72			条件付き必須	住民となった届出年月日が不詳の場合の不詳日表記	※※01801693が1の場合	○
018	00650	転入前住所_市区町村コード	住民情報			X	6			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	・総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること ・市区町村コードが付番されていない市区町村の場合は999999を設定すること ・記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組により記載しない場合を除く）の場合は、出力すること	○
018	00651	転入前住所_町字コード	住民情報			X	7			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の住所（町字）を一意に識別できるコード	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること ・記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組により記載しない場合を除く）の場合は、出力すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること	○
018	00652	転入前住所_都道府県	住民情報			N	4			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所における都道府県	・記載の事由が国内転入（特別養子縁組の場合を除く）の場合は、出力すること ・前住所地が不明の場合は不明とすること	○
018	00653	転入前住所_市区郡町村名	住民情報			N	12			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所における市区郡町村名	記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組の場合を除く）の場合は、出力すること	○
018	00654	転入前住所_町字	住民情報			N	120			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所における町字（丁目を含む）	記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組の場合を除く）の場合かつ転入前住所に町字が存在する場合は、出力すること	○
018	00655	転入前住所_番地号表記	住民情報			N	50			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）	記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組の場合を除く）の場合かつ転入前住所に番地号が存在する場合は、出力すること	○
018	00656	転入前住所_方書	住民情報			N	300			任意	新たに市区町村の区域内に住所を定めた当該住民が、その市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村の）住所における方書	記載の事由が国内転入（前住所地が不明な場合及び特別養子縁組の場合を除く）の場合かつ転入前住所に方書が存在する場合は、出力すること	○